（別紙１）番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める事務

No.	情報照会者	法令上の根拠（項番）	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	1	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって第三条で定めるもの	市町村長
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	住民票関係情報であって第四条で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	住民票関係情報であって第五条で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	住民票関係情報であって第七条で定めるもの	市町村長
5	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	住民票関係情報であって第九条で定めるもの	市町村長
6	都道府県知事	11	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第十三条で定めるもの	市町村長
7	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第十五条で定めるもの	市町村長
8	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第十七条で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第二十二条で定めるもの	市町村長
10	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十条で定めるもの	市町村長
11	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第三十九条で定めるもの	市町村長
12	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの	市町村長

13	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十条で定めるもの	市町村長
14	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの	市町村長
15	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの	市町村長
16	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十条で定めるもの	市町村長
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの	市町村長
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの	市町村長
19	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十七条で定めるもの	市町村長
20	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの	市町村長
21	市町村長 又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十一条で定めるもの	市町村長
22	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの	市町村長
23	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十七条で定めるもの	市町村長
24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの	市町村長
25	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十三条で定めるもの	市町村長
26	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十五条で定めるもの	市町村長
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの	市町村長

28	市町村長	86	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十八条で定めるもの	市町村長
29	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第八十九条で定めるもの	市町村長
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの	市町村長
31	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	住民票関係情報であって九十四条で定めるもの	市町村長
32	市町村長	96	~~母~~子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの	市町村長
33	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百八条で定めるもの	市町村長
34	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令第百十条で定めるもの	住民票関係情報であって第百十条で定めるもの	市町村長
35	厚生労働大臣	110	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第百十二条で定めるもの	市町村長
36	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令第百十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの	市町村長
37	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第百十七条で定めるもの	市町村長
38	厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの	住民票関係情報であって第百二十条で定めるもの	市町村長
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの	市町村長
40	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの	市町村長
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの	市町村長

	第四十八条第一項に規定する指定基金				
42	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第百三十四条で定めるもの	市町村長
43	都道府県知事	136	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百三十八条で定めるもの	市町村長
44	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの	市町村長
45	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの	市町村長
46	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第百四十三条で定めるもの	市町村長
47	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令第百四十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの	市町村長
48	都道府県知事又は市町村 長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第百四十六条で定めるもの	市町村長
49	厚生労働大臣	149	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十一条で定めるもの	市町村長
50	厚生労働大臣	150	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十二条で定めるもの	市町村長
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの	市町村長
52	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの	市町村長
53	市町村長	155	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十七条で定めるもの	市町村長

54	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの	市町村長
55	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの	市町村長
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令第百六十二条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの	市町村長
57	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令第百六十五条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの	市町村長
58	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令第百六十六条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの	市町村長
59	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令第百六十七条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの	市町村長
60	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令第百六十八条で定めるもの	住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの	市町村長